

## 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの一覧(市役所以外で行う手続き)

※ 死亡に関連する手続きは亡くなったかたにより異なりますので、一例ということでご承知ください。  
具体的な手続き方法等については事前に各手続き先にご確認ください。

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
市役所以外で行う手続き	固定電話 (NTT西日本)	契約継承・解約	NTT西日本の場合 (まずは右記へ電話してください) ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本	(NTT西日本の場合) 局番なし 116 携帯電話から 0800-2000116
	固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHKフリーダイヤル 0120-151515 受信料ナビダイヤル 0570-077-077
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	京丹後警察署 0772-62-0110
	パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	京都府丹後広域振興局 旅券窓口 0772-69-2080
	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	ケーブルテレビ(京丹後市ケーブルテレビ)	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	全関西ケーブルテレビジョン 0120-968138
手続きに要する証明書等について	<p>◆<u>死亡の記載のある戸籍</u>が必要な場合があります。原則1週間から10日程経過後に交付できます。</p> <p>○手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの(戸籍、住民票、税に関する証明等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。</p> <p>○戸籍謄本等については、申し出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。</p> <p>【証明書について】</p> <p>○戸籍、住民票、印鑑証明書等：市民課又は各市民局(峰山市民局を除く) (印鑑証明書の交付には、必ず印鑑登録証が必要です。)</p> <p>○所得証明書、課税証明書等：税務課又は各市民局(峰山市民局を除く)</p> <p>○証明書の発行には所定の手数料がかかります。</p> <p>○証明書によっては、<u>委任状</u>が必要になることがあります。</p> <p>【戸籍についてのお問い合わせ先……京丹後市役所 市民課 電話 0772-69-0210】</p> <p>【税務証明についてのお問い合わせ先……京丹後市役所 税務課 電話 0772-69-0180】</p>			

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
市役所以外で行う手続き	生命保険等	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社又は代理店
	損害保険等	名義変更・解約等	・亡くなったかたの“死亡記載”のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた損害保険会社又は代理店
	預貯金口座等	口座解凍手続き	・亡くなったかたの“出生から死亡まで”の戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 ※ 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等
	株式等	名義変更	・亡くなったかたの“出生から死亡まで”の戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 ※ 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	・国債(又は証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍謄本 等 ・記名者と相続人の戸籍上の関係を証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所又は証券保管証券に記載の郵便局
	普通自動車	自動車税に関すること及び名義変更等に関すること	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください。	京都府自動車税管理事務所 075-672-6155
			普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	京都運輸支局 (京都陸運局) 050-5540-2061
	軽四輪及び二輪 (126cc以上)	名義変更または廃車	事前に右記へ問い合わせください。  ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【軽四輪】 軽自動車検査協会 京都事務所 050-3816-1844 【二輪】 京都運輸支局 050-5540-2061
	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	事前に右記へお問い合わせください。	峰山税務署 0772-62-0460
	不動産登記関係	土地・家屋等 移転登記	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 等	京都地方法務局 京丹後支局 0772-62-0365
遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所です。 ・遺言書原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本 等	京都家庭裁判所 宮津支部 0772-22-2393	
相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。  相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認 (引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。)		